

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	加須市大越字下寺前二〇四五番一地从 から 羽生市大字名字屋敷裏七四六番四地先 まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和五年六月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十八号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長三四六二・二〇メートル